

令和4年度
就学相談ガイダンス



申込受付期間

就学相談 5月 6日(金)～11月30日(水)

転学相談 5月 6日(金)～ 1月13日(金)

自閉症・情緒障害特別支援学級 就学・転学相談

7月 1日(金)～ 9月30日(金)



北区教育委員会 教育総合相談センター

就学相談ガイダンス 目次

	ページ
はじめに	1
1 就学相談・転学相談の進め方	
(1) 就学相談・転学相談の流れ	2
(2) 各相談の概要	3
(3) 就学相談の内容	4
(4) 就学後のフォローアップ	
(5) 一斉相談・就学支援委員会予定	5
(6) 保護者の皆様へのお願い	
2 様々な学びの場	6
(1) 北区における学びの場	7
(2) 特別支援学級(知的障害)	8
特別支援学級(小学校)の例	9
特別支援学級(中学校)の例	10
(3) 特別支援学級(自閉症・情緒障害)	11
(4) 都立特別支援学校	
視覚障害・聴覚障害・肢体不自由及び病弱	12
知的障害	13
(5) 国立・区立・私立特別支援学校	14
(6) 学びの場の特色一覧	15
(7) 副籍制度による交流について	16
(8) 通級による指導	17
(9) 特別支援教室での巡回指導	18
(10) 放課後の生活	19
<参考資料>	20
みちしるべ ～ライフステージに応じた教育・福祉の機関～	21
社会自立に必要な身に付けたい力	22
いろいろな高等学校の教育	23
特別支援学校高等部の教育	24
特性に応じた就労を目指しましょう	25
北区立特別支援学級設置校・都立特別支援学校一覧	26
北区立特別支援学級設置校・都立特別支援学校地図	27
北区内の放課後等デイサービス事業所一覧	28
ホームページ・関係機関の案内	
就学相談窓口案内(住所・TEL・FAX・地図)	

はじめに

一人一人の健やかな成長を願って

お子さんが夢に向かって、自らの能力を十分に生かしながら自立し、社会参加のできる力を身に付けていくことはとても大切なことです。そのためには、お子さんの状態や特性を客観的に把握し、最もふさわしい学習環境で教育を受けることが重要です。

発達の状態等に応じた学びの場として区立小学校・中学校の通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校小学部・中学部等があります。

北区教育委員会は東京都教育委員会と連携して、より充実した就学相談の実施に努めています。お子さんにとって、最もふさわしい学びの場や支援の方法を保護者の方と一緒に考えると同時に、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を判断してまいります。

この「就学相談ガイド」は、保護者・関係者の皆様に情報を提供するとともに、見通しをもって就学相談が受けられるよう願って作成いたしました。ぜひご活用ください。



就学相談は

北区に住所があり、次に該当する発達に心配のあるお子さんが対象です。

- ①来年度小学校へ入学する年齢のお子さん
- ②現在、小学校第6学年に在籍するお子さん
- ③現在、就学猶予又は免除の措置を受けている学齢児童・生徒で、来年度就学を希望するお子さん
- ④現在、特別支援学校小学部第6学年に在籍する児童で、区立中学校への就学を希望し、在籍学校長、都教育委員会が区立中学校への就学が適当と判断したお子さん

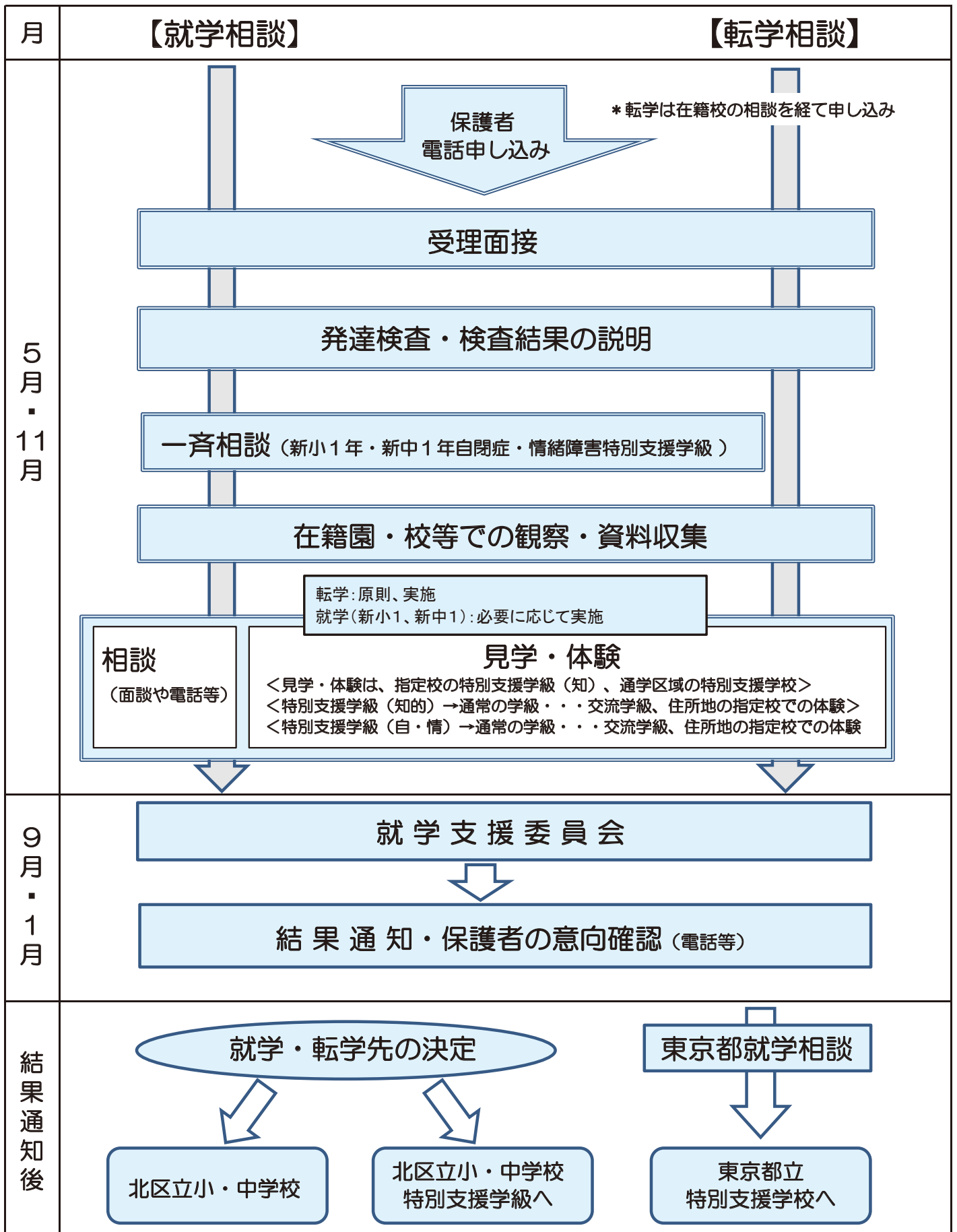
就学相談では、必要な情報を提供し、お子さんの様子や保護者の方のお考えをうかがいます。お子さんの実態や状況を踏まえながら、ライフステージを見据え、可能性を最大限伸ばすための教育環境や教育内容・方法を一緒に考えていきます。

転学相談は

就学した「学びの場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）」は、固定したのではなく、現在の状態や発達の状況等を勘案しながら、最もふさわしい教育を受けるために、転学の相談を行っています。

1 就学相談・転学相談の進め方

(1) 就学相談・転学相談の流れ



(2) 各相談の概要

電話申込み

- ・保護者からの電話申込みにより、就学相談が始まります。お子さんの氏名や家庭・園等での状況など、相談に必要な内容について概要を伺いますので、差し支えない範囲でお聞かせください。

受 理 面 接

- ・相談員2名で相談を進めます。保護者との面接では就学相談の流れや内容、それぞれの学びの場の教育内容や指導の特徴を説明するなど、就学先決定に必要な情報を交換します。
- ・お子さんとの面接は1回目の行動観察として、個別の場面での様子を観察します。遊び等の活動を通してお子さんの状態や特性を把握し、必要な支援や適切な指導内容を把握するために行います。

発 達 検 査

- ・発達検査は、お子さんの成長・発達の状況を把握し、適切な指導や支援につなげる客観的な情報となります。お子さんの力が十分に出来るよう、通い慣れた医療機関や相談機関がある場合はそこで受けることをお勧めします。就学相談担当での検査は予約制で、1時間から1時間半程度かかります。原則、お子さんと担当者の一対一で行い、保護者は、別室でお待ちいただきます。必要に応じて面接・相談を行います。

医 師 診 察

- ・保護者の依頼により、必要に応じて専門医の診察を受け、「医師診察記録」を作成します。医学的な視点から、お子さんにとって必要な指導・支援を考え、最もふさわしい学びの場を判断するために活用します。都立特別支援学校、自閉症・情緒障害特別支援学級への就学の際には必須となります。

一 斉 相 談

- ・2回目の行動観察として、少人数集団でのお子さんの様子を観察します。集団活動の中での個々の課題を知り、必要な支援方法・内容等を探るなど、可能性を広げる視点をもって観察をします。
- ・観察者は、区教育委員会が任命した幼・小・中の教諭が行い、複数の目で観察します。
- ※3回目の行動観察は、相談員が保育園・幼稚園等を訪れ、慣れた場面での様子を観察します。

見学・体験、面接・相談

- ・必要に応じ特別支援学級や特別支援学校で見学・体験を行います。特別支援学校は、別途学部別説明会等が予定されています。通常の学級以外の学びの場を考えるよい機会となります。詳細については担当の相談員にお問い合わせください。
- ・面接・相談は、必要に応じて設定し、相談を重ねる中で最もふさわしい就学先を考えていきます。

就学支援委員会

- ・教育学、医学、心理学等の観察専門的知見を有する委員で構成され、お子さんの力を最も伸ばす可能性のある「学びの場」について話し合うために設置されます。収集した資料をもとに本人・保護者の意向を踏まえて、総合的な観点から最もふさわしい就学先を判断します。

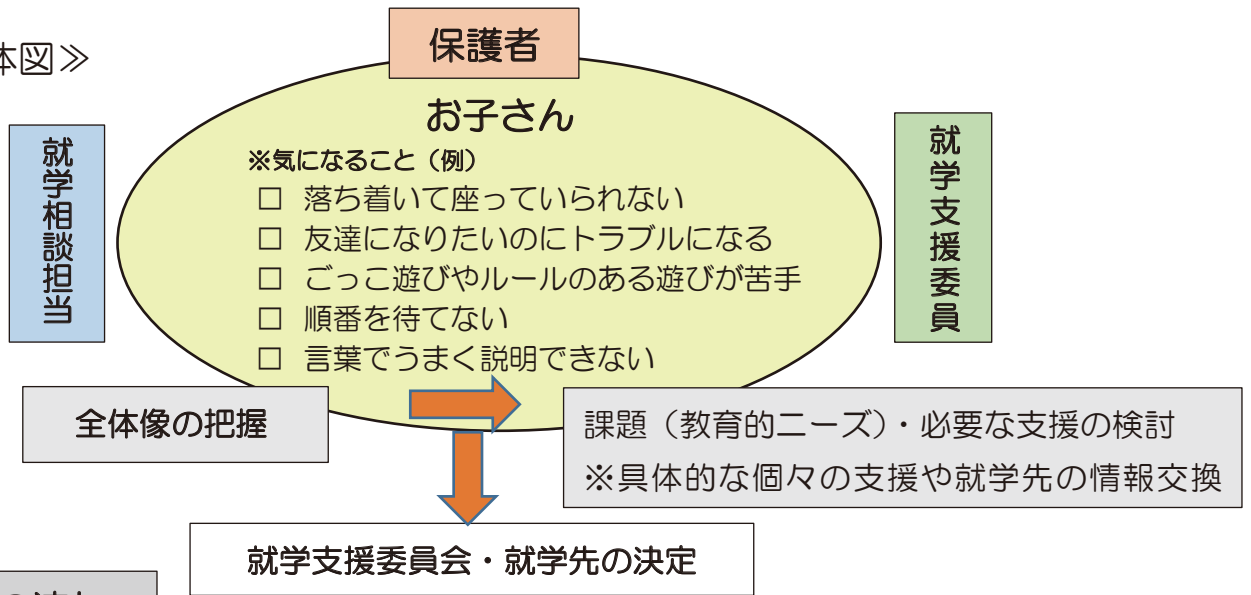
判断の結果通知、就学先決定

- ・就学支援委員会で判断された結果について、経過説明と合わせて保護者に電話等で連絡します。また、必要に応じて面接によりご説明することもできます。
- ・判断の結果を踏まえ保護者の同意を得た上で、教育委員会として就学先を最終的に決定します。

(3) 就学相談の内容

就学相談では、お子さんを中心にして、総合的な視点から学びの場（就学先）を考えます。

《全体図》



内容別の流れ

1 全体像をつかみ、課題（教育的ニーズ）や必要な支援を把握

面接、一斉相談、園・校等での観察、体験、発達検査等でお子さんの全体像をつかみ、新しい学校生活に向けて改善・克服する課題（教育的ニーズ）、必要な支援について把握します。

2 情報の共有・交換

面接等により、改善・克服する課題、必要な支援等について保護者と情報を共有します。
※課題に基づいて、個々の支援や様々な学びの場について意見交換を行います。

3 学びの場の決定

- ①就学支援委員会で本人・保護者の意向を踏まえて、専門家の判断を聞きます。
- ②就学支援委員会の判断結果について、委員会終了後に保護者へ連絡します。
- ③判断結果を踏まえ、保護者の同意を得たうえで、最終的に教育委員会が決定します。

(4) 就学後のフォローアップ

就学後の継続相談

新たな学校生活では、一步一步様々なことを乗り越えなくてはなりません。就学後も、お子さんの成長を見守りましょう。適応の状況によっては、学校と連携して、就学・転学後のお子さんの課題や目標を見極めながら、必要に応じ助言・継続相談を行います。

よりふさわしい支援・学びの場への移行

就学後、就学先が最終的な学びの場となるのではなく、お子さんの成長・発達の程度、適応の状況等を見ながら柔軟に支援内容や学びの場を見直すことができます。お子さんの成長や適応状況を見守りながら、必要に応じて在籍する学校とご相談ください。

また、肢体不自由や病気をお持ちのお子さんが学校生活を送れるよう、必要に応じて介助員配置や医療的ケアの支援も行っています。

(5) 一斉相談・就学支援委員会予定

<一斉相談>

回	月 日 (曜)
第1回	7月22日 (金)
第2回	8月26日 (金)
第3回	9月16日 (金)
第4回	10月14日 (金)
第5回	11月10日 (木)
第6回	12月 8日 (木)
第7回	1月 6日 (金)
第8回	2月 2日 (木)

場所：滝野川分庁舎

<就学支援委員会>

回	月 日 (曜)
第1回	9月29日 (木)
第2回	10月27日 (木)
第3回	11月24日 (木)
第4回	12月22日 (木)
第5回	1月26日 (木)
第6回	2月22日 (水)

*委員のみが出席する会で、保護者は出席する必要はありません。



(6) 保護者の皆様へのお願い

お子さんにとって最もふさわしい学びの場を相談するために、お子さんの特性の把握、学びの場の情報提供、見学・体験の機会設定等、丁寧に相談を進めていきます。

そのため、保護者の皆様には下記面接・相談等の日時の都合をつけてくださいますよう、ご協力をお願いします。

相談の段階	お子さん	保護者
1 受理面接	行動観察	受理面接
2 発達検査	発達検査	相談・待機
3 一斉相談	小集団活動	引率・待機
4 面接・相談	同伴は必要ありません	相談
①検査結果の説明	同伴は必要ありません	検査結果の説明
②学級等の見学・体験	体験・見学	引率・見学・相談

1～4-①は滝野川分庁舎にて行います。

4-②は、指定校（居住地に最も近い学校）にて行います。

指定校で10月～11月に行われる「就学時健康診断」の面接の際は、就学相談を受けていることを学校にお伝えください。



2 様々な学びの場



特別支援学級（知的障害）

北区立小学校

北区立中学校

特別支援学級（自閉症・情緒障害）

北区立小学校

北区立中学校

都立特別支援学校

視覚障害特別支援学校（盲学校）

聴覚障害特別支援学校（ろう学校）

肢体不自由特別支援学校

及び病弱教育部門併置校

知的障害特別支援学校

(1) 北区における学びの場

北区の就学・転学の仕組み

学校の指定

児童・生徒の小・中学校の就学及び転学については、住民基本台帳の住所を基に、教育委員会が就学及び転学すべき学校を指定することとしており、原則として指定された学校に入学していただくこととなります。この指定された学校を「**指定校**」といいます。

特別支援学級(知的障害)への就学及び転学の場合は、住民基本台帳の住所から直線距離で一番近い特別支援学級を設置している学校が「指定校」です。

特別支援学級(自閉症・情緒障害)は、区内全域を指定しています。

指定校変更と区域外就学及び受入れ制限

特別な事情があって、指定校以外の学校に就学を希望する場合には、指定校変更・区域外就学という二つの制度があります。

両制度の承認基準は、毎年11月上旬に区ホームページで公表いたしますので、ご確認ください。

- ・指定校変更 北区に住民登録がある方で、指定校以外の北区立小・中学校へ通学する制度。
- ・区域外就学 北区外に住民登録がある方で、北区立小・中学校へ通学する制度。

なお、教室数の不足等により、指定校変更、区域外就学を制限する場合があります。

通常の学級

小・中学校で同学年の児童・生徒で編成し、通常の授業を行う学級です。現在、小学校第1・3学年、中学校第1学年の基準を35人、小学校第4～6学年、中学校第2・3学年の基準を40人としています。
※小学校は、段階的に35人学級化が進行中です。

特別支援学級 (知的障害)

発達に知的な遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部介助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした学級です。

自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

また、生活に結びついた具体的に・体験的な学習を進めるとともに、通常の学級との交流及び共同学習を実施しています。

子どもたち一人一人に実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級が編成されています。

特別支援学級 (自閉症・情緒障害)

発達に知的な遅れがなく、次の①又は②に該当する児童・生徒を対象とした学級です。

- ①自閉症又はそれに類する障害で、他者との意思疎通や対人関係の形成が困難である児童・生徒
- ②主として心理的な要因による選択制かん黙等で社会生活への適応が困難である程度の児童・生徒

各教科等に学習と障害に配慮した指導として「自立活動」の学習を行います。

障害の状態や実態に応じて、基本的な生活習慣を確立することや、正しい言葉のやりとり、自分の意思を適切に伝えること、相手の立場に立って考える等の力を高めていきます。

特別支援学校 (知的障害、病弱・ 肢体不自由等)

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱(身体虚弱者を含む。)を対象とした学校です。

児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能の習得を目指しています。また、「自立活動」も教科等の学習と同様に障害特性に応じて行われます。

居住する地域の学校に副次的な籍(副籍)をおき、直接(間接)交流を行い、居住する地域とのつながりを大切にしたい取組も行っています。

(2) 特別支援学級（知的障害）

北区では、小学校34校中10校に、中学校12校中6校に特別支援学級（知的障害）の固定学級を設置しています。

特別支援学級（知的障害）では、地域社会の中で自立して生活を送れるよう、必要な知識・技能・態度及び生活習慣を養い、自分で考える力や豊かな心を育てるために、体験を大切にしながらきめ細かな指導を行います。

特別支援学級（知的障害）の教育

小学校・中学校の学習指導要領に準じて教育が行われますが、お子さんの実態に応じて、知的障害特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成できるようになっています。

学習内容を焦点化・重点化する、各教科・領域等を合わせて指導するなど、個別指導計画を作成し、個に応じた内容や方法を工夫して指導します。

主な指導の重点

- ①情緒の安定を図り、自己肯定感また社会への適応力を高め、自立できる力を育みます。
- ②具体的な学習や生活経験の積み重ねにより、基礎的な学習内容の定着を図り、知識・経験を広げます。
- ③学校や学級、社会の決まりを守って生活できるようにします。
- ④係や当番活動など学校生活の様々な場面で、最後までやり遂げようとする態度や友達と協力する態度を育てます。
- ⑤通常の学級との交流及び共同学習を通して、相互理解を図るとともに、地域社会の一員として豊かに生きる素地を育みます。
- ⑥健康・安全に関わる知識を深め、進んで体を動かし体力の向上を図ります。

合同行事

北区の特別支援学級は、次のような合同行事を実施しています。学習内容は、他の学習との関連を図りながら生活経験を豊かにし、理解を深め、意欲的な学習態度や技能を高める指導の工夫をしています。

新入生・転入生を迎える会

毎年4月下旬から5月初旬、小学校10校、中学校6校の児童・生徒が合同で新入生・転入生を迎える会を開きます。

第一部は、各学級に入学・転学した児童・生徒や各校の紹介を行います。

第二部は、レクリエーション活動をします。

宿泊学習

身近生活の自立や集団生活への適応を図るため、宿泊学習を通して、生活の実践力を培う場としています。

綿密な計画と事前学習を徹底し、学校間の交流学習も行います。宿泊地は、那須高原学園、岩井学園を利用し、山や海の自然を生かした宿泊学習を、展開しています。



卒業生を送る会

第一部は「卒業生を祝う会」、第二部は音楽、劇、作品展示等の文化的な「発表会」を行っています。子どもたちの作品や演技を通して、一般の区民に特別支援教育への理解を深めることもねらいとしています。作品展や学芸発表では、児童・生徒が能力を十分に発揮する中で、卒業を祝う心情が高まっています。

特別支援学級（小学校）の例

朝の会・帰りの会

朝の会では、あいさつ、歌、スピーチ、予定の確認などを行い、見通しをもって一日をスタートできるようにします。また、詩の音読、読み聞かせ、視写、日記等に取り組み、話す力・聞く力、文字や文章を書く力を伸ばします。

帰りの会では、楽しかったことや頑張ったこと等を発表し、一日の振り返りをします。

教科学習

主に国語科・算数科は進度に合わせたグループや個別で、音楽科・図工科・体育科は学級全体で学習することが多いです。総合的な学習の時間や他の学習は内容に合わせて全体やグループで学習します。生活経験をもとに、実生活に役に立つ能力の伸長を目指し、生活単元学習と関連を深めて学習します。



生活単元学習

経験を通して自立的な生活に必要な事柄を实际的・総合的に学習します。飼育栽培、調理、行事単元、季節単元などがあります。



野菜を育て、調理する

自立活動

学習上または生活上の困難を改善・克服し自立的に社会参加する資質を養うために、様々な配慮や指導内容・方法の工夫等、個に応じた指導を教育活動全体を通して行います。

交流及び共同学習

行事の交流、教科の交流、給食交流等、児童の実態に合わせた交流及び共同学習をすすめています。委員会やクラブ活動、縦割り班活動なども一緒に活動します。

時間割

	月	火	水	木	金
	全校朝会 朝の会	朝の会 ことば	朝の会 読書	児童集会 朝の会	朝の会 読み聞かせ
1	こくご	さんすう	こくご	こくご	がっかつ
2	せいかつ たんげん	こくご	せいかつ たんげん	おんがく	さんすう
3	たいいく	ずこう	たいいく	せいかつ	たいいく
4	おんがく	ずこう	どうとく	せいかつ たんげん	こくご
5	さんすう	せいかつ たんげん	さんすう	さんすう	こくご

小学校低学年の時間割の例

	月	火	水	木	金
	全校朝会 朝の会	朝の会 ことば	朝の会 読書	児童集会 朝の会	朝の会 読み聞かせ
1	国語	算数	国語	国語	学級活動
2	生活単元	国語	外国語	音楽	算数
3	体育	図工	体育	生活単元	体育
4	音楽	図工	道徳	生活単元	国語
5	算数	外国語	算数	算数	理科
6	社会	総合的な 学習の時間		総合的な 学習の時間	クラブ 委員会

小学校高学年の時間割の例

特別支援学級（中学校）の例



「卒業生を送る会」での舞台発表と展示

朝の会・帰りの会

毎朝10分の朝読書と全員スピーチを行っています。帰りの会で、連絡帳、日記、漢字ノートを書き、自己管理する習慣を育てるとともに、家庭学習に取り組み、言語的な力を伸ばしています。

体力づくり

校庭・体育館でランニング、筋力トレーニング、ストレッチ等を行い、体力づくりに取り組んでいます。



教科学習

国語科・数学科は、習熟度別にグループを作り、個々の課題に応じて基礎学力の定着を図ります。社会科・理科・音楽科・美術科・保健体育科・技術家庭科・外国語科・道徳科は合同で学習を行い、共に学ぶ楽しさを味わいながら、協力して学習します。

作業学習

年間を通して栽培活動、ものづくりに取り組み、役割分担を大切にして責任感を育てています。また、「働く」ために必要なあいさつや報告、連絡、相談の言葉遣い等を徹底しています。

職場体験

中学3年生を対象として会社や工場へ実習に行く「職場体験」を行っています。目的は
①社会人になるために、必要な態度や技術を身に付ける。
②自分の進路を考える。
③学習したことを実際の場面で活用することができる。
など、重要な学習の一つです。

交流及び共同学習

生徒会活動、学校行事、部活、通常の学級の授業に参加するなど、生徒の実態に応じて通常の学級との交流を行っています。



進路講演会

就学先の先生や企業の方を講師に招いて、進路懇談会を行います。進路や卒業後の生活、就労等についての情報を得る機会です。最近の進路や職場実習の状況報告もあります。

時間割

	月	火	水	木	金
	朝会	朝マラソン			
1	生活単元	作業	音楽	基礎学習(国語)	体育
2	外国語	作業	生活単元	音楽	理科
3	家庭	基礎学習(数学)	体育	学級活動	技術
4	家庭	社会	道徳	体育	技術
5	基礎学習(国語)	体育	社会	美術	理科
6	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間		美術	クラブ委員会

スポーツ交流大会

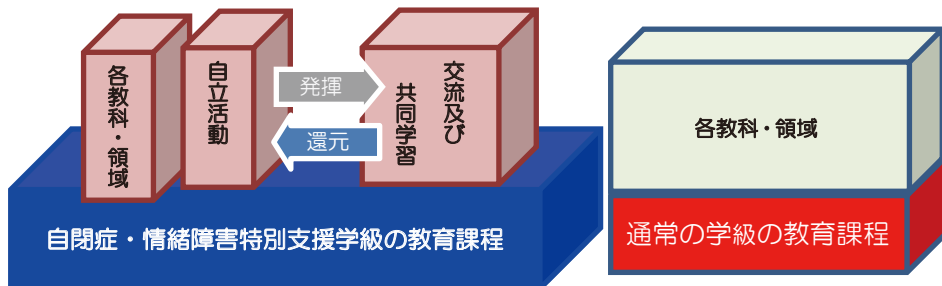
6校の特別支援学級の生徒が区内体育施設に集まり、バスケットボール・ソフトバレーボール等の試合をします。日頃からの日を目指して練習を重ね、熱の入ったゲームが展開されます。

中学校の時間割の例

(3) 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

特別支援学級（自閉症・情緒障害）の対象になる児童・生徒

- ①発達に知的な遅れがなく、自閉症又はそれに類する障害で他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難な児童・生徒。心理的な要因による選択制緘黙等があり、社会生活への適応が困難な児童・生徒。
- ②原則として北区立小中学校で巡回指導を受けているが、巡回指導では課題改善が困難な児童・生徒。
(小学校新1年生になる児童は②の基準は除く)



主な指導の重点

- ①自閉症や情緒障害の特性や実態を理解して、学習環境や指導形態を工夫し、能力を最大限に伸ばすよう努めます。
 - ②教科の指導では、自閉症や情緒障害の特性に応じて、通常の学級の各学年の年間における指導計画に基づき、個別指導計画を作成し、通常の学級と同じ学習内容の習得を図ります。
 - ③各教科、道徳科、特別活動等については、児童の発達段階や障害の特性を考慮しながら、通常の学級との交流及び共同学習を児童・生徒の実態に応じて進めていきます。
 - ④小集団活動や学級全体での活動を通して、人とのよりよい関係を築いていく中で社会性を身に付け、自尊感情や自己肯定感を高めていきます。
 - ⑤児童・生徒の発達の状態や実態に応じて基本的な生活習慣を確立し、自立して生活する能力を育むこと、コミュニケーションの能力を高めること、社会性を身に付けることを自立活動の時間と関連させて指導していきます。
- ・「自立活動」は、①健康の保持 ②心理的な安定 ③人間関係の形成 ④環境の把握 ⑤身体の動き ⑥コミュニケーションの6区分27項目の中から、児童の障害の状態や発達の程度等に応じて必要な内容を選択し、選択した項目を相互に関連付けて指導します。また、学校生活全体の活動の中でも取り組みます。
 - ・「交流及び共同学習」は、通常の学級の教科学習や健康・体育的行事、文化的行事への参加も視野に入れ、そこの発言や話し合いの仕方等を身に付け、満足感や達成感を味わえるよう指導します。

■ 時間割 ■

<小学校の時間割の例>

	月	火	水	木	金
1	さんすう	さんすう	さんすう	さんすう	さんすう
2	こくご	こくご	こくご	こくご	こくご
3	おんがく	おんがく	たいいく	たいいく	たいいく
4	じりつ かつどう	とくべつ かつどう	じりつ かつどう	せいかつ	せいかつ
5	こくご	こくご	こくご	どうとく	こくご
6		すが こうさく			

<中学校の時間割の例>

	月	火	水	木	金
1	算数	算数	算数	算数	算数
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	音楽	家庭	特別活動	体育	外国語 活動
4	理科	家庭	理科	理科	総合的な 学習の時間
5	社会	図画工作	社会	社会	総合的な 学習の時間
6	自立活動	体育		道徳	体育

	月	火	水	木	金
1	特別活動	国語	国語	国語	外国語
2	数学	数学	技術・家庭	数学	数学
3	社会	社会	外国語	社会	数学
4	理科	理科	自立活動	理科	理科
5	外国語	保健体育	総合的な 学習の時間	保健体育	自立活動
6	美術	道徳		音楽	総合的な 学習の時間

「自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の在り方について（平成28年3月）」（東京都教育委員会）より引用

(4) 都立特別支援学校

障害種別（盲・ろう・肢・知・病）ごとに、障害の状態等により必要に応じて専門的な教育を受けることができる都立特別支援学校があります。

視覚障害特別支援学校（盲学校）

教育の特徴

聴覚による観察力、点字等による表現力、歩行能力の向上を図るために、教材・教具や教育機器の活用等様々な工夫によって、効果的な学習指導を行っています。

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの等が対象。

学区

都内全域が学区となっています。

北区近隣の都立視覚障害特別支援学校

都立葛飾盲学校（幼・小・中） 葛飾区堀切7-31-5 ☎ 03-3604-6435

都立久我山青光学園（盲・知併置：盲⇒幼・小・中 知⇒小・中）
世田谷区北烏山4-37-1 ☎ 03-3300-6235

聴覚障害特別支援学校（ろう学校）

教育の特徴

聴覚活用、発音・発語・読話などのコミュニケーションの指導を教育活動全般で行うとともに、基礎的・基本的な学力の定着を図る指導を行っています。両耳の聴力がおおむね60デシベル以上のもの等が対象。

学区

都内全域が学区となっています。

北区近隣の都立聴覚障害特別支援学校

都立葛飾ろう学校（幼・小・中・高・高専） 葛飾区西亀有2-58-1 ☎ 03-3606-0121

都立大塚ろう学校（幼・小） 豊島区巣鴨4-20-8 ☎ 03-3918-3347

都立中央ろう学校（中・高） 杉並区下高井戸2-22-10 ☎ 03-5301-3031

肢体不自由特別支援学校及び病弱教育部門併置校

教育の特徴

健康の維持・増進に努めるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善克服するために指導内容・方法の工夫、自助具や情報機器の活用、専門家等と連携した指導を行っています。

学区

区内居住地によって学区が定められています。病弱教育部門は別途指定されています。

北区を学区とする都立肢体不自由特別支援学校

都立志村学園（肢体不自由部門）（小・中・高）板橋区西台1-41-10
☎ 03-3931-2323

・学区：浮間、赤羽北、赤羽3、赤羽台3・4、桐ヶ丘

都立北特別支援学校（肢体不自由部門・病弱教育部門）

北区十条台1-1-1 ☎ 03-3906-2321

・肢体不自由部門学区：浮間、赤羽北、赤羽3、赤羽台3・4、桐ヶ丘以外の北区全域

・病弱教育部門：学校の学区内の病院に一時的に入院している児童・生徒が対象の訪問教育と、東京大学附属病院内にこだま分教室があります。

知的障害特別支援学校

教育の特徴

都立王子特別支援学校は、小学部・中学部・高等部の12年間の一貫した指導の充実を目指した知的障害特別支援学校です。

学区

都立王子特別支援学校は北区、文京区、豊島区全域と近隣区の一部を学区としています。

※以下は、王子特別支援学校要覧（小学部）より抜粋した教育課程の概要です。

都立王子特別支援学校の教育課程



<校訓>

自立に向かって、確かな学び

<小学部>

一人一人の実態に応じた、自立した学校生活へ

<中学部>

学校生活から地域生活へ

<高等部>

そして夢を実現する社会へ

<教育目標>

- ・夢をもち、その実現に向かってチャレンジする意欲を育てる。
- ・地域の一員として進んで社会に参加・貢献し、自立して生きる態度を育てる。
- ・自らを表現し、他人を尊重し協力する社会性を育てる。
- ・基本的な生活習慣を身に付け、健やかな心と体を育てる。

小学部第1学年の時間割

月			火			水			木			金		
知的	自閉	重度	知的	自閉	重度	知的	自閉	重度	知的	自閉	重度	知的	自閉	重度
日常生活の指導 (着替え、トイレ、荷物の整理、朝の会、係活動 等)														
体 育														
国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動
図画工作			生活単元学習	社会性の学習	自立活動	音 楽			遊びの指導			音 楽		
遊びの指導	社会性の学習	遊びの指導	国語・算数			体 育			国語・算数			生活単元学習		
日常生活の指導 (着替え、手洗い、係活動 等)														
給 食														
昼休み														
日常生活の指導 (着替え、荷物の整理、そうじ、帰りの会 等)														

- ◎日常生活の指導 …………… 着替え、荷物整理、排せつ、食事、係活動などの基本的な生活習慣や集団生活の決まりなどを学習します。
- ◎国語科・算数科（個別課題学習） …………… アセスメントに基づき、個別の課題設定を行い、文字や数等の理解につながる基礎的課題に段階的に取り組みます。
- ◎生活単元学習 …………… 生活に必要な事柄（季節行事・公共施設の利用、調理等）を実際の・総合的に学びます。小学部から公共交通機関の利用に取り組んでいます。
- ◎社会性の学習 …………… 自閉症の児童が、対人関係や社会生活に関わる行動について段階的に学びます。



(5) 国立・区立・私立特別支援学校

種 別	学 校 名	設置学部	所 在 地	電 話
国 立	視覚障害	筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中 高（普・専）	文京区目白台3-27-6 03-3943-5421
	聴覚障害	筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中 高（普・専）	市川市国府台2-2-1 047-371-4135
	肢体不自由	筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	幼・小・中 高	板橋区小茂根2-1-12 03-3958-0181
	知的障害	筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中 高（普・専）	文京区春日1-5-5 03-3813-5569
	知的障害	東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・中 高	東久留米市氷川台1-6-1 042-471-5274
	重複障害 自閉症教育	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比5-1-2 046-848-3441
区 立	肢体不自由	新宿区立新宿養護学校	小・中	新宿区西新宿4-20-11 03-5351-1233
	知的障害	杉並区立済美養護学校	小・中	杉並区堀ノ内1-19-25 03-3313-0561
	難聴	台東区立柏葉中学校	中	台東区3-1-29 03-3871-9107
私 立	聴覚障害	日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町並木1942 042-735-2361
		明晴学園	幼・小	品川区八潮5-2-1 03-6380-6775
	知的障害	愛育養護学校	幼・小	港区南麻布5-6-8 03-3473-8319
		旭出学園	幼・小・中・高・専	練馬区東大泉7-12-16 03-3922-4134
	自閉症	武蔵野東学園	幼・小・中	武蔵野市緑町2-1-10 (小)042-253-6211
	(混合教育)	武蔵野東技術高等専修学校	専修学校	武蔵野市西久保3-25-3 042-254-8611

※国立・区立・私立の学校への申込みについては、直接学校へお問い合わせください。



東京都特別支援教育推進室

〒162-0817 新宿区赤城元町1-3 教育庁神楽坂庁舎内

☎ 03-5228-3433
FAX 03-5228-3459

(6) 学びの場の特色一覧

項目	通常の学級	特別支援学級(自・情)	特別支援学級(知)	特別支援学校(知)				
1学級の定数	35名(小1・中1) 40名(他の学年)	8名	8名	知的障害6名 自閉症6名 重度重複3名				
教員数	1名(1学級1担任)	学級数+1名	学級数+1名	1名(1学級1担任)				
単位時間	小学校45分 中学校50分	小学校45分 中学校50分	小学校45分 中学校50分	小学校20~45分 中学校25~50分				
教育課程編成例(時間割)	<p><小学校> 国語科、算数科、生活科(1・2年) 音楽科、図画工作、体育科、道徳科、特別活動 社会科(3年~6年) 理科(3年~6年) 外国語活動(3・4年) 外国語科(5・6年) 総合的な学習の時間(3年~6年)</p> <p><中学校> 国語科、社会科、数学科、理科 音楽科、美術科、保健体育科 技術・家庭科、外国語科、道徳科、 総合的な学習の時間 特別活動</p>	通常の学級の各教科に 自立活動が加わる	<p><小学校> 国語科、算数科、音楽科、図画工作、体育科、道徳科 生活単元学習 日常生活の指導 自立活動 (教育活動全体) 外国語活動 特別活動</p> <p><中学校> 国語科、社会科、数学科、理科 音楽科、美術科、保健体育科 職業、家庭科、外国語科、道徳科、 総合的な学習の時間、 特別活動 生活単元学習、作業学習</p>	<小学部低学年>				
				知的	自閉	重度		
				教科別	<小学部> 国語科、算数科、音楽科、体育科、図画工作		<中学部> 国語科、数学科、音楽科、保健体育科、美術科	
					領域別		自立活動(時間) 特別活動 自立活動(教育全体)	
合わせた指導	社会性の学習		日常生活の指導 生活単元学習 作業学習(中学部)					
	授業形態							
授業形態	・一斉指導 ・習熟度別指導	・小集団指導が中心	・小集団指導が中心	・小集団と個別指導の組み合わせ				
指導内容	・教科書の内容を中心	・教科書の内容を中心 ・個々の特性や障害に応じた自立活動	・個々の状況や障害に応じ、教科書の内容を精選・焦点化	・個々の状況や障害に応じ、教科書の内容を精選・重点化				
教科書	・文部科学省検定教科書	・文部科学省検定教科書	・文部科学省検定教科書 ・文部科学省著作教科書 ・学校教育法付則第9条の規定による教科書(一般図書)	・文部科学省検定教科書 ・文部科学省著作教科書 ・学校教育法付則第9条の規定による教科書(一般図書) ・個々の障害の状況に合わせて作成された教科書				
指導速度	・学習指導要領と教育計画に沿った指導	・学習指導要領と教育計画に沿った指導	・個別指導計画を基に、一人一人の学習進度に合わせた指導	・個別指導計画を基に、一人一人の学習進度に合わせた指導				
その他の特徴	・学習指導要領に沿った教育課程 ・特別支援学級との交流および共同学習 ・ことば・きこえの学級への通級 ・特別支援教室利用	・学習指導要領に沿った教育課程 ・特別支援学校の学習指導要領(知)に沿った自立活動 ・通常の学級との交流及び共同学習、実態に応じた教科交流学習	・学習指導要領に沿い、特別支援学校の学習指導要領(知)を参考とした教育課程 ・通常の学級との交流及び共同学習、実態に応じた教科交流学習	・特別支援学校学習指導要領(知)に沿った教育課程 				

副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

- ※ 「副次的な籍」を『副籍』と言います。
- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が「副籍」を置く小・中学校のことを『地域指定校』と言います。

＊原則都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が対象。

副籍制度が目指すもの

副籍による交流活動は「心の教育」です。

副籍制度は将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します。



副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交し合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関わりがもてます。

【地域社会では】



共に支え合う共生社会を構築します。

副籍制度による交流の紹介

直接的な交流

※ 都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。

学校行事等の見学・参加

- ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会

授業等の参加

- ・国語や音楽の授業に参加
- ・全校集会や学年集会への参加
- ・部活動への参加

など

間接的な交流

学校便りの交換

- ・郵送でお便りの交換をする。
- ・保護者が地域指定校に持参して交換する。
- ・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。

学校便りの交換以外の間接的な交流

- ・展覧会などに作品を出品し展示する。
- ・お便り交換で手紙を書いてやりとりする。

など



◆ 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して通うため、居住地域での子供同士の交流機会が少ない。

(8) 通級による指導

北区立学校

通常の学級に在籍する知的発達に遅れがなく、ことば・きこえに心配のある児童に対して、発音の誤りや吃音、言語理解、構音障害、聞こえなどの課題を改善するための指導として、通級指導学級（ことば・きこえの教室）による指導があります。

ことば・きこえの教室への通級(小学校)

指導の形態

- 1 通級による指導は、在籍する学校から直接、通級していくことを基本としています。通級する「ことば・きこえの教室」は、在籍する小学校で学区が決められています。
- 2 指導は週1回程度で、1回の指導時間は45分の個別指導を基本とし、指導の時間帯は、学級担任と相談して決定します。個別指導では、個別指導計画に基づいて、個々の児童の課題に合わせた指導を行います。
- 3 通級は保護者もしくは代理の方の付き添いが必要です。通級する際にバスや電車などの公共交通機関を利用した場合は、児童の交通費のみ区より支給されます。事前に区への申請が必要となります。
- 4 通級での指導中は、在籍する学校で授業を受けていることと同じ扱いとなり、早退や遅刻、欠席にはなりません。

申し込み方法 ※就学相談では、申し込みはできません。また、就学相談と併せた申し込みもできません。

(1) 幼稚園・保育園より「新入学予定児童のことば・きこえの相談」へ申し込む場合

新入学予定児童の相談の申請は、10月以降に在籍している園に申し込みます。在籍している園より児童の様子等の資料と合わせて、区へ提出され、指定されたことば・きこえの教室で相談を受けてもらいます。その後、区の特別支援委員会で専門家等による審議により指導の可否を判断し、決定されます。

(2) 入学後、学級担任と相談し、学校へ申し込む場合

申込み後、学校内の委員会で検討し、区へ書類を提出し、区の特別支援委員会にて専門家等による審議により指導の可否を判断し、決定されます。

北区内3校に教室があります

赤羽小学校「ことば・きこえの教室」	北区赤羽 1-24-6	☎	03-3901-6510
八幡小学校「ことばの教室」	北区赤羽台 3-18-5	☎	03-5963-4521
王子小学校「ことば・きこえの教室」	北区王子 2-7-1	☎	03-5902-3367

東京都立の特別支援学校

東京都立の特別支援学校において、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒を対象にした「通級による指導」があります。区内の小・中学校の通常の学級に在籍していることが前提となります。

都立の視覚障害特別支援学校（盲学校）、聴覚障害特別支援学校（ろう学校）への通級を活用して、障害による遅れやつまづきが生じている教科の学習や自立活動を中心に個別指導を行います。

(9) 特別支援教室での巡回指導

通常の学級に在籍し、発達に知的な遅れがなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害もしくはその疑いがある、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童を対象にした「特別支援教室」での巡回指導があります。通級による指導と異なり、巡回指導教員が対象の児童・生徒が在籍する学校へ巡回し、学級担任と連携・情報共有を行い、児童・生徒の在籍学級における課題を把握し、課題に応じた指導を行います。

指導の形態

- 1 小学1年生は、入学後の学校生活に慣れるまでの間（4～6月）については巡回指導教員と共に、巡回指導講師や新入学サポート講師による学級の中でも支援を行います。
- 2 巡回指導教員による指導は週1～2回（1～2時間）の個別指導を基本とし、指導の時間帯は、学級担任と相談して決定します。
- 3 児童の実態によっては、2～3名の小グループでの指導を行います。
- 4 個別指導では、個別指導計画に基づいて、個々の児童の特性に応じた指導（自立活動）を行います。
- 5 学級の担任、保護者、巡回指導教員で連絡帳を回覧し、三者で共通理解を図っていきます。

指導の方法

一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

なお、教科の補充や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

指導の内容（実践例）※実践例として、一部の紹介となります。

- 1 自分の考えを表現できない児童への指導 ⇒週末の出来事の記録からの気持ちの聞き取りなど
 - 2 書くことに苦手さや抵抗感のある児童への指導 ⇒視写、視覚課題、指先の運動、穴埋め問題など
 - 3 他者との関わりに課題のある児童への指導 ⇒自己行動の振り返り、音読、スリーヒントクイズなど
 - 4 相手の気持ちや意見を受け入れるのが苦手な児童への指導 ⇒カードゲームを使ったやりとりなど
 - 5 力の調整や姿勢保持が苦手な児童への指導 ⇒トランポリン、呼吸の練習、バランス教材の活用など
- ※児童一人ひとりの実態や課題に応じた自立活動を組み合わせた指導を行っています。

指導を受けるには

1 入学前、就学相談による就学支援委員会での判断による場合

就学支援委員会での専門家等による判断の中で指導・支援が必要とされた場合に限ります。

2 入学後、学級担任と相談し、学校へ申し込む場合

申込み後、学校内の委員会で検討し、区へ書類を提出し、区の特別支援委員会で専門家等による審議により指導の可否を判断し、決定されます。

※申し込みには、期限があります。4月から11月上旬までの間となります。

※区へ書類が提出された後、巡回指導教員の面談、*発達検査を実施し、区の委員会で審議されます。

*発達検査の実施に際しては、前検査実施日よりおおむね2年空けることに妥当性・信頼性があるという研究を踏まえて検査を行っています。

また、他の機関等で行った2年以内の発達検査の結果を記録した書類があれば、区で行う検査に代えることができます。発達検査はお子さんが安定した状態で行える他の機関があれば、そこでの検査をお勧めしています。

(10) 放課後の生活

就学相談中の学童クラブへの申込み

学童クラブへのお申込みは・・・一斉受付期間が設定されています。

- ・申請書の配布は毎年12月上旬、提出期間は毎年12月中旬から1月中旬までです。
- ・提出先は希望される学童クラブとなります。

提出期間中に就学相談を受けていて、就学先が決定していない場合は

- ・一斉受付期間中に、学童クラブに申請書を提出する際に、必ず就学相談を受けていることをお伝えください。
- ・就学先が決まり次第、速やかに学童クラブに連絡してください。

※就学先と希望された学童クラブが異なる場合は、学童クラブ間で書類を移行します。

詳細については、北区のホームページもしくは、下記までお問い合わせください。

子ども未来部子どもわくわく課 ☎ 03-3908-9361

放課後子ども総合プラン『わくわく☆ひろば』

放課後子ども総合プラン『わくわく☆ひろば』とは、平日の放課後や土曜日、長期休みなど、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供し、学童クラブの児童と一般の児童と一緒に遊んだり、体験活動、季節の行事などを行ったりします。

平日は下校せずランドセルを持ったまま17時（冬期は16時30分）まで、土曜日や長期休みは朝から開催します。申込みは入学後となり、新1年生は学校によって、利用開始時期（4月又は5月中）が異なりますが、2～6年生は4月1日より利用できます。

開催校や詳細については、北区ホームページもしくは、下記までお問い合わせください。

子ども未来部子どもわくわく課 ☎ 03-3908-9361

放課後等デイサービスの利用

放課後総合プラン『わくわく☆ひろば』以外の放課後の生活として、障害のある児童を対象とした「放課後等児童デイサービス」という活動の場があります。

6歳から18歳までの就学年齢のお子さんが通うことができます。児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行います。

【利用の申請について】※以下の区役所の係へお問い合わせください。

●王子障害相談係（北区役所第一庁舎1階1～3番窓口）

〒114-0022 王子本町 1-15-22 ☎ 03-3908-1358

●赤羽障害相談係（赤羽会館6階）

〒115-0044 赤羽南 1-13-1 ☎ 03-3903-4161

●滝野川地域障害者相談支援センター（飛鳥山晴山苑内）

〒114-0024 西ヶ原 4-51-1 ☎ 03-4334-6548

北区内の放課後等デイサービス事業所（28ページに一部掲載）



参考資料



みちしるべ

社会自立に必要な身に付けたい力

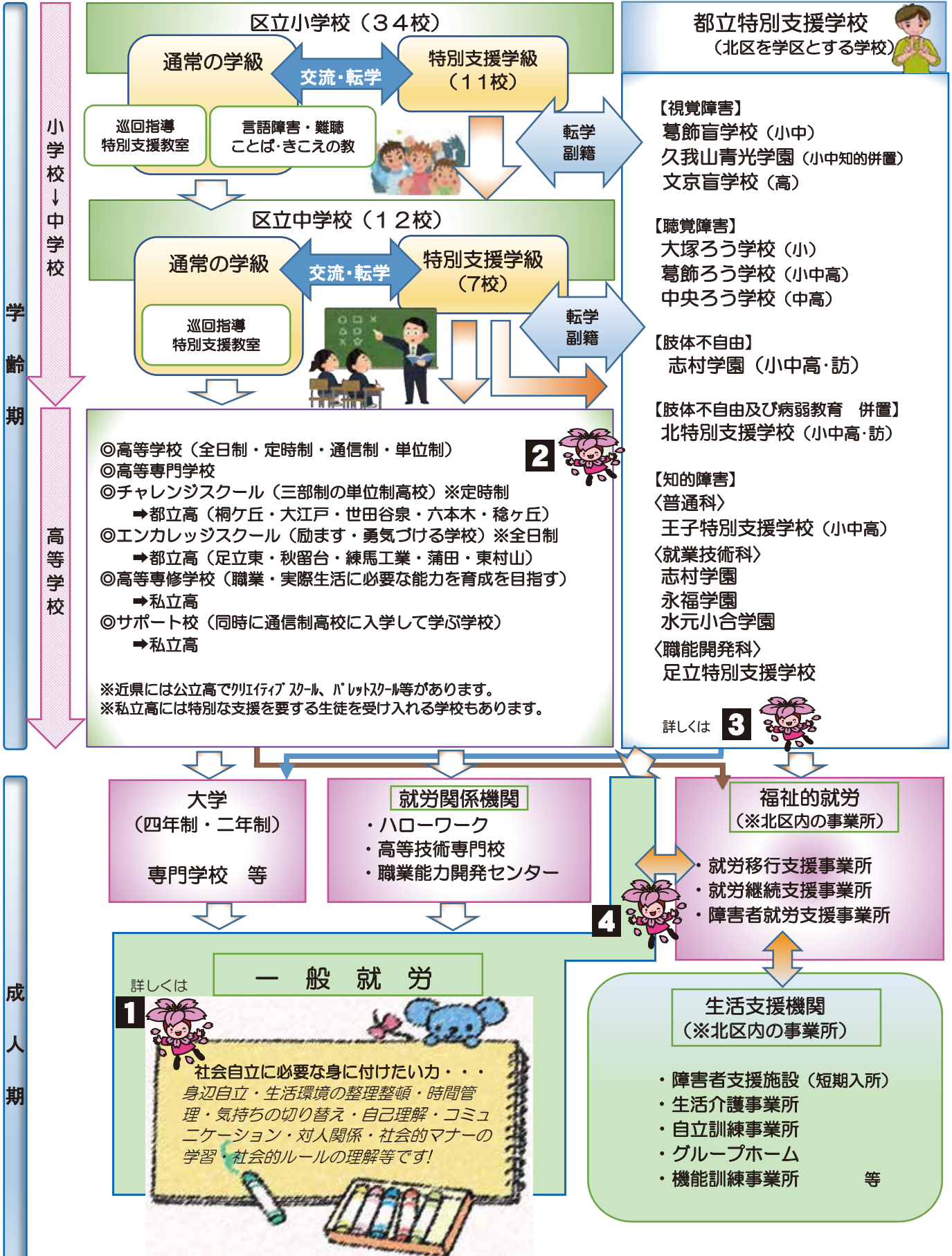
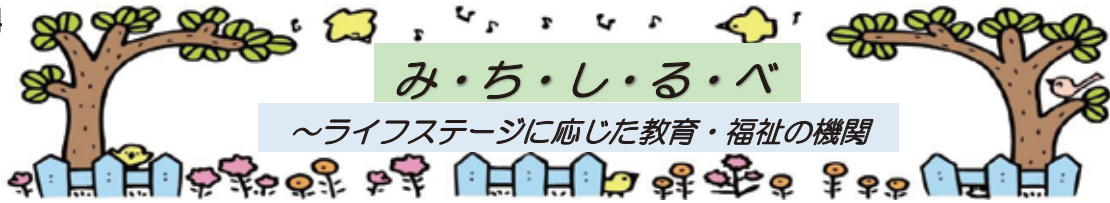
いろいろな高等学校の教育

特別支援学校高等部の教育

特性に応じた就労を目指しましょう

北区立特別支援学級設置校一覧

北区内の放課後等デイサービス事業所一覧



1 

社会自立に必要な身に付けたい力・・・

将来の社会参加・就労を見据えて、個々の能力を伸ばし、必要な力を身に付けるなど、キャリア教育はどの年代においてもとても大切です。

人間関係形成・社会形成能力

相手の立場を理解する力、相手に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等の社会との関わりの中で生活し仕事をしていく上で、基礎となる能力

小学生の頃

高校生の頃

〔例〕



誰にでも挨拶ができる

中学生の頃



クラス替えなどの環境の変化に慣れ、友達とのコミュニケーションがとれる。



部活動等チームワークを高め、目標に向かう力を培う。

自己理解・自己管理能力

自分の「やりたいこと」「やればできること」等について学ぼうとすること。役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力などの能力

小学生の頃

高校生の頃

〔例〕



はっきりと自分の気持ちを伝えることができる。

中学生の頃



相手の良さや気持ちを理解し合い、仲良くできる。



自分の適性に気づき、その能力を伸ばそうと取り組むことができる。

社会自立に必要な身に付けたい四つの能力

課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決していく能力

〔例〕小学生の頃

高校生の頃

中学生の頃



身支度を自分できちんとする等の自分のことは自分ですることができる。



自分の生き方や将来の目標を立て、それに向かうための課題を考える。



自分が就きたい職業について調べ、具体的課題と進路設計を組み立てる。

キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らの立場や役割との関連を踏まえて「どう働き、生きていくのか」を、多様な生き方に関する様々な情報を活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく能力

〔例〕小学生の頃

高校生の頃

中学生の頃



父や母がお金を稼いで生活している意味を、理解することができる。



高校や大学、職業等について調べ、理解しておく。



仕事で必要とされる技術や技能、社会的責任、職業人としての権利等を理解する。

〔文部科学省・キャリア教育より一部引用〕

家庭でできるキャリア教育の例

- ①規則正しい生活習慣を身に付ける。（早寝・早起き・朝ご飯）
- ②役割分担を身に付ける。（お手伝い等）
- ③自分で判断・選択する。（親が先回りをしない）
- ④自立する力を見守る。（親が理想を押しつけない）
- ⑤人とのつながりを大事にする。（先生・友達・専門家等サポートしてくれる人とつながりをもつ）等

2



いろいろな高等学校の教育

種類	学習期間	特色
全日制	3年	一般的な高校です。3年間、決められた学年で、決められた時間割で学習します。 ※令和3年度から、都立高校で通級指導が始まっています。
エンカレッジスクール 		<p>全日制・学年制・普通科（専門学科）で、30分授業や少人数制、体験学習や選択授業のスタイルの高校です。社会生活を送る上で必要な基礎学力を身に付けさせることを目的としています。</p> <p>都立高【足立東・秋留台・練馬工業・中野工業・蒲田・東村山】</p>
定時制	3年以上	「午前部」「午後部」「夜間部」の各スタイルがあり、1日4時間の授業の学校です。働きながら通う人もいて年齢はさまざまです。
チャレンジスクール 		<p>昼夜間3部制の定時制の単位制のスタイルの高校です。職業系のいろいろな専門科目の総合学科の学習をします。</p> <p>都立高【桐ヶ丘・大江戸・世田谷泉・六本木・稔ヶ丘・八王子拓真】</p>
通信制	3年以上	自宅にテキストとレポートが送られてきて、課題を解いて送り返すスタイルの学校です。面接指導（スクーリング）があります。
サポート校 		<p>通学が難しい場合に、通信制の学校に同時に入学し、出された課題を先生と一緒に取り組むスタイルの学校です。</p> <p>【昼夜間定時制】 新宿山吹、砂川、一橋、浅草、荻窪、桐ヶ丘、八王子拓真、世田谷泉、大江戸、六本木、稔ヶ丘</p> <p>【夜間定時制】 飛鳥、六郷工科、青梅総合、板橋有徳、東久留米総合</p> <p>私立高【科学技術学園、国士館】</p>
単位制	3年もしくは3年以上	各科目に単位が設定されており、必要単位数を取得し卒業する制度です。一部の全日制、通信制、定時制の高校で導入されています。
学年制	3年	1学年で取得する単位数が決められている制度です。取得できないと、留年となります。多くの全日制や定時制の高校で導入されています。
高等専門学校	5年	技術者を目指すスタイルの学校です。一般科目の他に専門科目や特殊な科目があります。
高等専修学校	1年以上	職業に関する知識や技術を学ぶスタイルの私立の学校です。医療関係（准看護）、衛生関係（調理、製菓、理容・美容）、文化関係（服飾）、教養関係の学科を置く学校が多くあります。

《参考》区立中学校・特別支援学級（知的）卒業後の進路の状況

	都立特別支援学校高等部			他地区 特別支援学校	都立 高等学校	サポート校 私立学校	その他	卒業生 合計
	普通科	就業技術科	職能開発科					
令和2年度	13	7	0	1	1	7	1	30



特別支援学校高等部の教育

応募資格等

障害のある者（知的障害特別支援学校は知的障害）
 特別支援学校中学部、中学校等に在籍し、来年3月に卒業見込みの者・
 卒業した者
 その他の応募資格については、高等部普通科及び就業技術科・職能開発
 科の募集要項等を必ずご確認ください。

1 募集人員を定めない学校（普通科設置校）

入学相談があります。
 出願（1月中旬）⇒入学相談（2月上旬）⇒入学手続き（2月末）
 高等部普通科
 学区が定められています。

・北区に住所がある場合の特別支援学校（知）高等部普通科

都立王子特別支援学校	高等部 普通科	知的障害・北区
・障害種別に高等部普通科が設置されています。		
都立文京盲学校	高等部 普通科・専攻科	視覚障害・全都
都立葛飾ろう学校	高等部 普通科・専攻科	聴覚障害・全都
都立志村学園（肢）	高等部 普通科	肢体不自由※
都立北特別支援学校 （肢・病併置校）	高等部 普通科（肢）	肢体不自由※
	高等部 普通科（病）	病弱・全都

※肢体不自由校は区内住所により通学できる学校が定められています。

2 募集人員を定める学校（職業学科設置校）

入学者選考があります。詳しくは実施要項をご覧ください。
 職業学科として就業技術科と職能開発科があります。
 学区は都内全域です。
 選考は、調査書、適性検査、面接を総合した成績により行う。

都立永福学園	高等部 就業技術科	杉並区
都立青峰学園	高等部 就業技術科	青梅市
都立南大沢学園	高等部 就業技術科	町田市
都立志村学園	高等部 就業技術科	板橋区
都立水元小小学園	高等部 就業技術科	葛飾区
都立足立特別支援学校	高等部 職能開発科	足立区
久留米特別支援学校	高等部 職能開発科	東久留米市
港特別支援学校	高等部 職能開発科	港区
江東特別支援学校	高等部 職能開発科	江東区

・就業技術科・知的障害が軽度の生徒に専門的職業教育を行う。
 ・職能開発科・知的障害が軽度から中度の生徒に基礎的職業教育を行う。

問合わせ先
 東京都特別支援教育推進室
 ・ 03-5228-3433

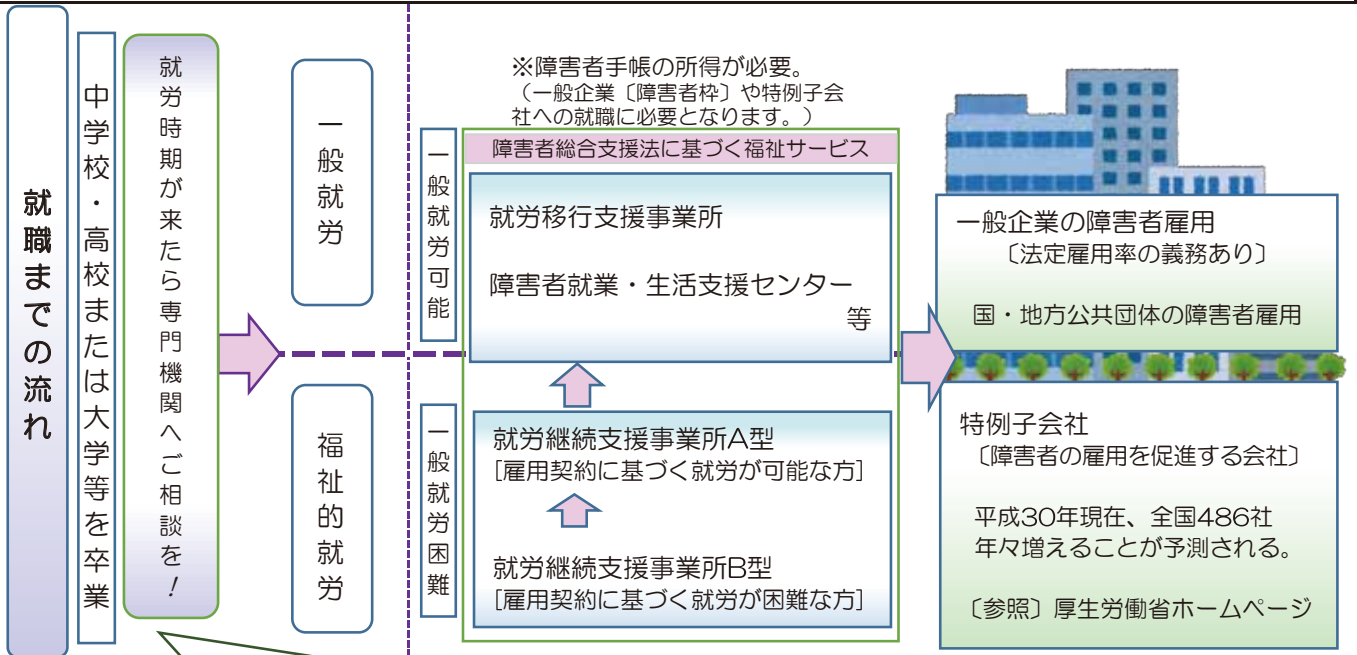
4



特性に応じた就労を目指しましょう・・・



就職する時期までには、親子ともに障害を受け入れ、手帳を取得していると、就労支援が受けやすく、しかも、能力を発揮できる仕事に就きやすくなります。



ハローワーク王子（王子6-1-17）

03-5390-8609（障害者相談コーナー）



ハローワークの担当者に聞きました

特別支援学校高等部に在籍の場合

⇨ 学校での企業開拓・企業実習等を通じて、ハローワークと連携し、就労先を支援。

障害者手帳を取得しない場合

⇨ 「一般求人」として紹介。

障害者手帳を取得した場合

⇨ 就労支援事業所（移行支援、継続支援）の紹介と登録の案内

事業所へ入所

就労移行支援（標準24ヶ月の訓練）：ビジネスマナー等

就労継続支援（A・Bとも期限なし）：働く場の提供・訓練等

就労移行支援事業所での一定期間の訓練後、福祉的就労
（一般企業・特例子会社等）

一般の雇用を目指すのか、障害者枠での雇用を目指すのか迷っているのなら、学校の進路担当の先生やハローワーク等の就労支援機関にご相談ください。
ハローワークでは、ミニ相談会を定期的実施しています。



企業が求める人材とは・・・（一例）

毎日一人で通勤ができる

挨拶ができる

働く事の意味を理解できる

決められた時間を守って行動することができる

仲間と協力しながら仕事ができる

報告・連絡・相談（ほうれんそう）ができる

指示やアドバイスが理解できる

子どもの頃から家庭や学校でのキャリア教育が大切となります。



◇北区立特別支援学級設置校一覧◇

知的障害特別支援学級

小学校 *小学校・中学校ともに、自宅の住所から、直線距離で一番近い学校が指定校です。

	学校名	所在地	電話
①	王子第一小学校	北区 王子5-14-18	03-3919-9174
②	王子第三小学校	上十条5-2-3	03-3907-2355
③	豊川小学校	豊島3-10-23	03-3913-4111
④	赤羽小学校	赤羽1-24-6	03-3901-8510
⑤	なでしこ小学校	志茂1-34-17	03-3901-2601
⑥	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	03-3907-0878
⑦	浮間小学校	浮間3-4-27	03-3969-0491
⑧	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	03-3910-3703
⑨	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	03-3916-3278
⑩	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	03-3893-1200

中学校

	学校名	所在地	電話
1	明桜中学校	北区 王子6-3-23	03-5959-0031
2	堀船中学校	堀船2-23-20	03-3911-8817
3	稲付中学校	赤羽西6-1-4	03-3900-6211
4	赤羽岩淵中学校	赤羽2-6-18	03-5249-4071
5	浮間中学校	浮間4-29-32	03-3967-0226
6	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8	03-5907-5020
7	※令和5年度開設 飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	03-3910-6175

自閉症・情緒障害特別支援学級

小学校 *区内全域が指定校です。

	学校名	所在地	電話
①	王子小学校	北区 王子2-7-1	03-5902-3358

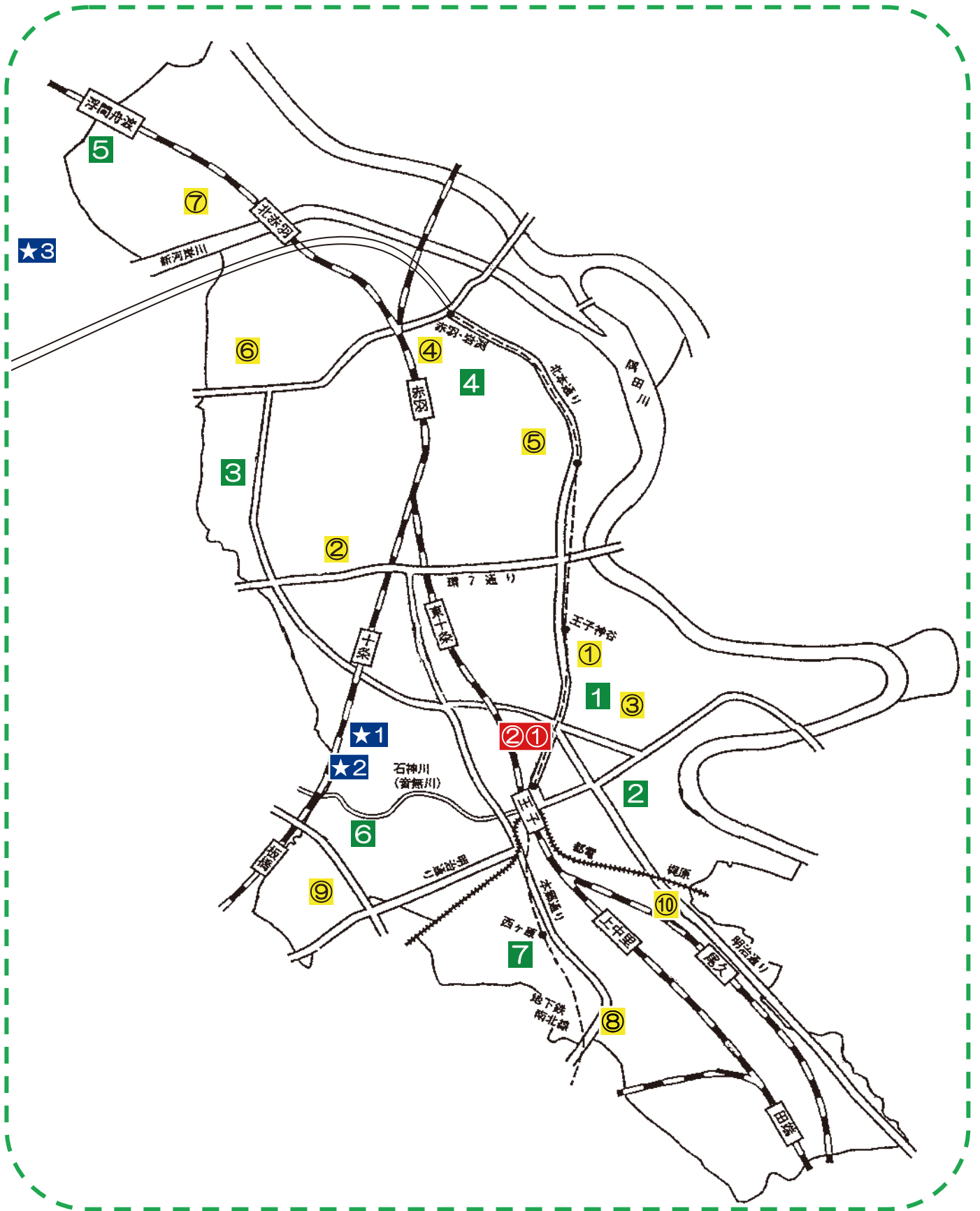
中学校 *区内全域が指定校です。

	学校名	所在地	電話
②	王子桜中学校	北区 王子2-7-1	03-5902-3155

都立特別支援学校(北区・板橋区)

*学区域が設定されています。

	学校名	所在地	電話
★1	王子特別支援学校(知) 小学部・中学部・高等部	北区 十条台1-8-41	03-3909-8777
★2	北特別支援学校(肢・病) 小学部・中学部・高等部	北区 十条台1-1-1	03-3906-2321
★3	志村学園(肢・病) 小学部・中学部・高等部	板橋区 西台1-41-10	03-3931-2323



北区内の放課後等デイサービス事業所

事業所名	所在地	電話
NPO 法人つみき つみき第1	北区上十条 1-19-6	03-5948-9551
つみき第2	北区滝野川 4-4-8-2階	03-5948-5103
つみき第3	北区王子 4-24-12-301	03-6915-4038
つみき第4	北区浮間 4-5-5-101	03-6454-5196
つみき第5 (重度心身障害)	北区豊島 1-17-4-100	03-5944-6520
つみき第6 (重度心身障害)	北区西ヶ原 3-54-8-101	03-5972-1248
つみき第7	北区豊島 8-15-21-2階	03-6903-3590
つみき第8	北区中十条 1-28-17-1階	03-5948-8422
つみき第9	北区浮間 2-12-24-209	03-5918-9371
NPO クレセール心の相談室	北区赤羽 1-41-5-201	03-6903-9590
第2NPO クレセール心の相談室	北区赤羽 2-69-4-1階	03-3903-6608
放課後デイサービス 勉強レストランそうなんだ!!	北区滝野川 1-68-7-2階	03-5394-6148
放課後等デイサービス あんプラス	北区栄町 50-3-1階	03-6903-3048
飛鳥晴山苑 放課後等デイサービスさくら	北区豊島 3-20-2	03-5944-6286
スッキブランド神谷	北区神谷 2-23-15	03-6323-0874
このこのリーフ 滝野川 第1	北区滝野川 5-41-3	03-3917-0186
このこのリーフ 滝野川 第2	北区滝野川 7-20-1-1階	03-5980-7062
児童デイサービス まある	北区浮間 4-32-20-2階	03-6755-3945
スッキブランド西ヶ原	北区西ヶ原 4-2-19	03-6326-5845
放課後等デイサービスしらゆり あそぼーよ みんなで	北区赤羽北 3-21-20-102	03-6454-3812
こどもプラス1	北区田端新町 3-34-1	03-3800-7774
放課後等デイサービス ぴーす (重度心身障害)	北区上十条 5-4-1-1階	03-5948-6640
スパーク駒込センター	北区西ヶ原 1-57-16	03-5972-1556
こども療育教室さんぽ	北区豊島 2-13-10-102	03-6903-3463

出典：障害者福祉のしおり〔令和3年度版〕より転載。

利用にあたって

- ①上記の北区内の事業所以外にも、北区外の事業所の利用もできます。また、事業所によってサービスの内容が異なりますので、詳細は各事業所へお問い合わせください。
- ②利用にあたっては、障害者手帳の所持が原則ですが、所持していない場合は医師の意見書（診断書）が必要となります。その場合、毎年度契約更新の際にご提出いただくこととなります。

利用手続きの主な流れ

- ①まず、下記の地区担当係へご連絡のうえ利用の意向をお伝えください。その後、放課後等デイサービス事業所の見学・相談等のご案内があり、利用したい事業所を決めていくこととなります。
但し、就学する1月から申し込み開始となります。
- ②地区担当係で、障害者手帳または医師の意見書での状況を審査し、サービス受給者証が発行されます。
- ③サービス受給者証を利用する事業所へ持参し、事業所と契約を結び、利用開始となります。

利用申請のお問い合わせ ※お住まいの地区の区役所担当係へご連絡ください。

居住地区	区役所・地区担当係	電話
王子・滝野川	王子障害相談係（北区役所第一庁舎1階1～3番窓口）	03-3908-1358
赤羽	赤羽障害相談係（赤羽会館6階）	03-3903-4161
中里・西ヶ原・田端	滝野川地域障害者相談支援センター（飛鳥晴山苑内）	03-4334-6548

◇ホームページの案内◇

東京都北区ホームページ

<http://www.city.kita.tokyo.jp>

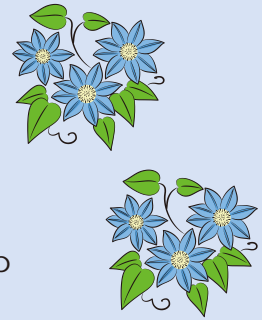
☆小・中学校一覧、小・中学校通学区域一覧

北区ホームページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 小・中学校 ⇒ 小・中学校一覧

☆小・中学校特別支援学級

北区ホームページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 教育についての取り組み

⇒ 特別支援教育について ⇒ 小・中学校特別支援学級、都立特別支援学校



東京都教育委員会ホームページ

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp>

☆都立学校ホームページ ⇒ 都立学校ホームページへのリンク

◇関係機関の案内◇

機関名	電話番号	相談内容
教育総合相談センター	03-3908-1326	・教育相談全般 ・特別支援教育（特別支援教室・ことば・きこえの教室） ・不登校に関する教育相談
	03-3905-3110	・いじめ110番
	03-3908-1237	・就学相談（就学先の相談・転学相談）
	03-3908-1215	・適応指導教室 不登校および不登校児童・生徒の自立及び学校復帰の支援
学校支援課 学事係	03-3908-1541	・区立学校の通学区域のこと ・学齢児童・生徒の就学および転入退学のこと ※特別支援教育に関しては、 「教育総合相談センター」の取り扱い ・就学援助及び特別支援学級就学奨励のこと
子ども未来部 子どもわくわく課	03-3908-9361	・学童クラブに関すること ・放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」に関する こと
子ども未来部 子ども家庭支援センター	03-3914-9565	・育児、しつけ、児童虐待などさまざまな相談 ・ファミリー・サポート・センター事業
児童発達支援センター	03-3913-8841	・発達に関する総合窓口として、発達相談に関すること ・運動や言葉、情緒などの心身の発達に遅れのある、 あるいはその疑いのある就学前のお子さんに対して、 療育及び生活支援などを行う児童発達支援施設
障害福祉課 王子障害相談係（王子・滝野川） 赤羽障害相談係（赤羽） 滝野川地域障害者相談支援 センター（飛鳥晴山苑内）	03-3908-1358 03-3903-4161 03-4334-6548	・発達に関する総合窓口として、発達相談に関すること ・障害者保健福祉の総合相談、サービスの調整に関する こと ・障害者福祉事業に関すること ・障害者医療の助成に関すること
北児童相談所（東京都）	03-3913-5421	・18歳未満の子供に関する相談 （手帳交付、施設入所を含む）

就学相談窓口案内

〒114-8546 北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎2階
☎ 03-3908-1237 FAX 03-3908-1257

JR京浜東北線 王子駅下車（親水公園口）・・・徒歩 10分
地下鉄南北線 王子駅下車（3番出口）・・・徒歩 10分



滝野川分庁舎 2階 ⑦ 就学相談窓口

- 2階に受付がございます。来庁されましたら、就学相談窓口にお越しください。
- 3階プレイルーム等で、お子様の活動の様子を観察します。
- 保護者の方との面談、発達検査の際は3階相談室1・2・3にて行います。

就学相談ガイドンス
令和4年4月 発行

刊行物登録番号
3-1-110

発行 東京都北区教育委員会教育振興部
教育総合相談センター就学相談担当
〒114-8546
東京都北区滝野川2丁目52番10号
電話 (03)3908-1237